

【尼崎委員】

委員意見	事務局対応
<p>・P.6の基本方針でも示されているが、遺跡を保存し、調査研究し、整備活用に供する場としての性格をわかりやすく表現する、例えば「遺跡博物館」としての機能を有する公園というような文言があっても良いのではないか。</p>	<p>○ご意見にあるとおり、本公園の整備・管理については、基本方針以降の記載にあるとおり、遺跡の保存を前提に、関係機関と連携しつつ、今後も発掘調査・研究が継続される場所として、それ自体、また、その成果を活かしながら、古代国家の歴史・文化を体感・体験的に学ぶことのできる施設・環境整備とソフト展開を実施していく考えであります。</p> <p>○委員ご指摘を踏まえ、その旨をよりわかりやすく示すため、基本方針①の文中に「遺跡博物館」の語句を追加させていただきます。</p>

【奈良文化財研究所（行政委員）】

委員意見	事務局対応
<p>・「第一次朝堂院」及び「第二次朝堂院」の呼称については、第二次朝堂院地区から奈良時代前半の十二堂と奈良時代後半の十二堂を検出し、この地区の構造が奈良時代当初にまで遡ることが判明したため、現在では第一次朝堂院を「中央区朝堂院」、第二次朝堂院を「東区朝堂院」と呼んでいることから、そのように修正を行うか、その旨の注釈を記したほうがよい。</p>	<p>○ご指摘を踏まえ、文中に出てくる最初の部分において、以下括弧書きの注釈を記載いたします。</p> <p>「「第一次朝堂院」及び「第二次朝堂院」は、現在、発掘調査・研究成果の進展により、「中央区朝堂院」及び「東区朝堂院」と呼ばれるようになってきているが、本計画では推進計画の名称との整合を図るため、「第一次朝堂院」、「第二次朝堂院」と記している。」</p>